

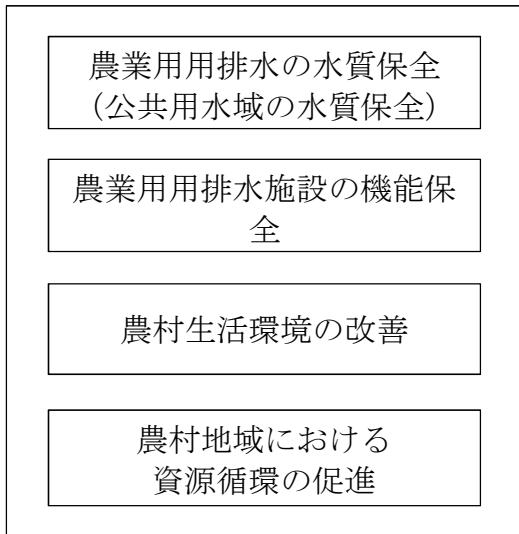
8 農業集落排水事業關係

(1) 農業集落排水事業の仕組みを教えてください。

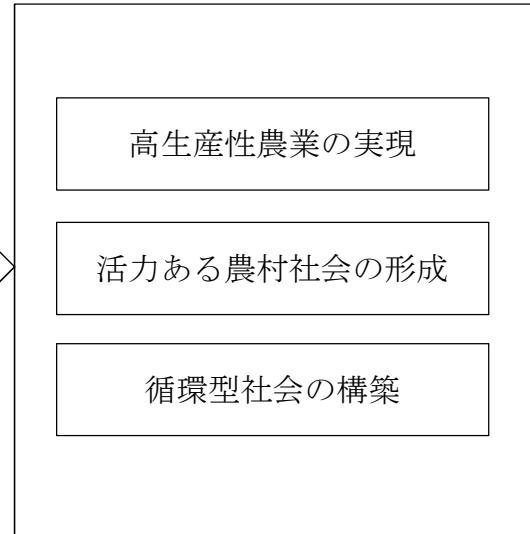
目的

農業集落排水事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水などの汚水若しくは雨水を処理する施設又は、汚泥・処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設等の整備又は改築を行い、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資することを目的としています。

(目的・効果)



(目 標)



実施 事業の種類

- (1) 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）
- (2) 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）
- (3) 地方創生污水処理施設整備推進交付金

8 農業集落排水事業関係

事業名	団体営	機能強化 (改築)
(1) 農山漁村地域整備交付金	○	○
(2) 農村整備事業	○	○
(3) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	○	△

事業の要件及び内容

(1) 整備事業の要件

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む）全域を対象
- 2) 受益戸数はおおむね 20 戸以上
- 3) 汚水処理施設は、原則として処理対象人口おおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位として計画。
- 4) し尿、生活雑排水等の汚水、雨水（重金属等の有害物質を含む工場排水などは対象外。）

5) 改築

改築に要する費用が 200 万円以上で、次のいずれかの要件に該当する農業集落排水施設を対象とします。

- ア 維持管理が適切に行われている施設であって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。
- イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準強化、その他既存の農業集落排水施設を取りまく条件、又は環境の変化が認められること。

6) 各事業の詳細については後段参照。

事業主体

市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合及び県等

8 農業集落排水事業関係

負担割合

区分	国	県	市町村	備考
団体営	50%	3%	47%	H24 以降採択地区 (機能強化も含む)
	50%	0 %	50%	R2 以降採択地区的 機能強化
	50%	6%	44%	" 水質保全型 * 1)
	50%	37.5%	12.5%	" 富栄養防止型 * 2)

* 1) 「福島県水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例」による上乗せ区域及び 5 町村以上にまたがる農業用水の受益地を有するダム湖に流入する河川の集水域で実施する地区で一定要件を備えた場合。

* 2) 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」の適用を受ける区域で実施する地区の施設整備のうち高度処理施設（窒素、リン対応）の整備に係る経費について適用。

(2) 農業集落排水事業と下水道事業等との関係について 教えてください。

農業集落排水事業と下水道事業等の内容

農業集落排水事業整備計画の作成段階において下水道事業等の整備計画、整備区域やその他の地域計画との調和に配慮することが重要です。

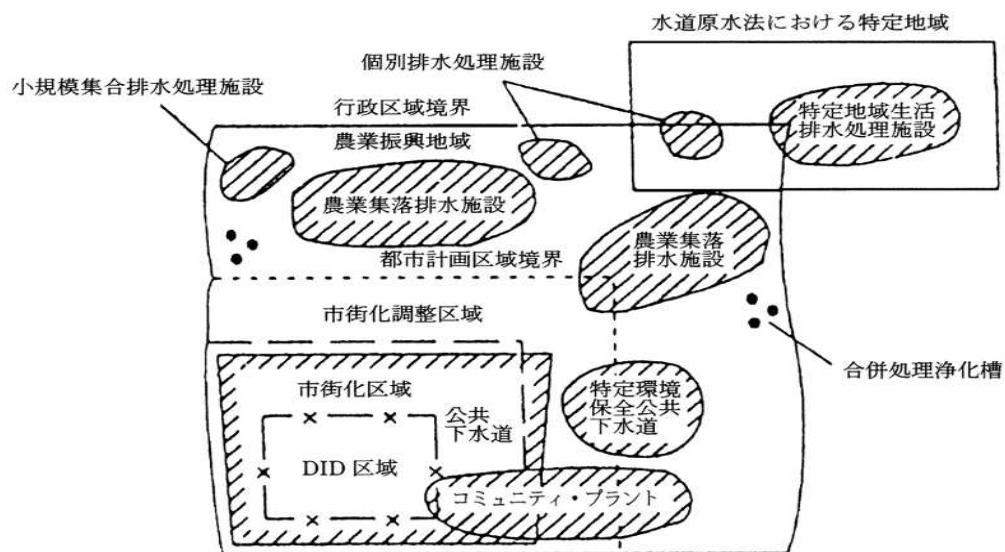
さらに、集排事業を実施するに当たって、次のような場合には市町村及び都道府県の下水道事業部局と協議調整を行うことが必要です。

- (1) 農業集落排水施設の整備を処理対象人口 1,000 人以上で計画・施行しようとする場合
- (2) 都市計画区域内で農業集落排水施設の整備を実施しようとする場合
- (3) その他必要があると認められる場合

農業集落排水施設の整備は原則として処理対象人口がおおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位とし計画・施行することにしています。ただし、この要件は、絶対的なものではないので、農業集落排水施設整備のマスタープランである農業集落排水整備計画に即して事業規模を決定し、地域の一体性を無視し、無理な地域の分割などを行った計画が樹立されないように十分留意してください。

8 農業集落排水事業関係

農業集落排水事業と他事業の関係図



※ 農業振興地域と一緒に整備する必要がある場合には同地域以外の区域でも実施出来ます。

農業集落排水施設 (農林水産省)	おおむね 1,000 人以下 (1,000 人以上でも所要の協議により実施可能)
特定環境保全公共下水道 (国土交通省)	1,000 人~10,000 人主として市街地に準ずるような農村・漁村に限られる。 (40 人/ha 以上)
コミュニティ・プラント (環境省)	101 人以上 30,000 人以下

協議システム

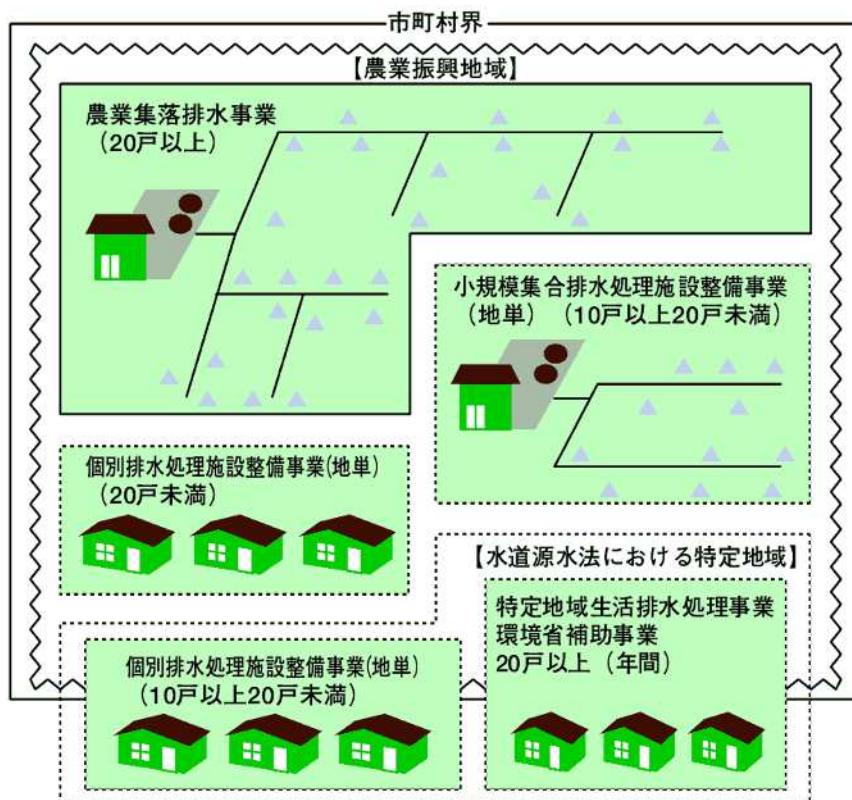


(市町村段階における協議・調整は整備計画策定段階、事業計画策定段階において以下の事項について行うものとする)

- (1) 整備区域
- (2) 処理対象人口
- (3) その他必要な事項

農業振興地域における生活排水処理施設整備事業内容

農業振興地域における生活排水処理施設のより一層の整備促進と農業集落排水事業の効率的かつ計画的な推進を図る観点から、農業集落排水事業の対象とならないような 10 戸以上 20 戸未満の小規模な集合処理施設の整備を図る小規模集合排水処理施設整備事業や農業集落排水事業等の集合処理区域の周辺部において個別排水処理施設の整備を行うため、個別排水処理施設整備事業を地方単独事業として実施できます。



(3) 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）の仕組みを教えてください。

農業集落排水事業（機能強化）

(1) 機能強化事業の内容

農業集落排水施設が、長期にわたり安定した能力を発揮するためには、施設の稼働状況及び経年変化に対応し、処理施設等について更新・改造工事を実施しなければなりません。

農業集落排水施設の更新・改造工事にあたっては、要件が満たされれば必要と認められる工事について、「農業集落排水事業（機能強化）」により国庫補助事業として実施することができます。

(2) 機能強化事業の要件

最適整備構想が策定されており改築に要する費用が200万円以上で、次のいずれかの条件を満足している農業集落排水施設が対象となります。

- ア 維持管理が適切に行われている施設であって、原則として供用開始後7年以上経過していること。
- イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準強化、その他既存の農業集落排水施設を取り巻く条件、又は環境の変化が認められること。

(3) 補助率

国 50% 県3% (H24以降採択地区（機能強化も含む）)

国 50% 県0% (R2以降採択地区の機能強化)

8 農業集落排水事業関係

農業集落排水事業（調査及び計画）

（1）調査・計画の内容

供用を開始している農業集落排水施設について、施設の稼働状況、施設の機能、管理状況に基づき更新・改造の要否、更新・改造のための方法等についての調査診断、事業計画策定を実施する場合、必要と認める費用について国庫補助の対象となります。※効果算定の実施不可

（2）調査・計画の要件

適正なる管理運用がなされ、供用されている農業集落排水施設のうち、安定した施設能力確保のために、施設の更新・改造の要否、更新・改造の方法等について調査診断が必要な施設

（3）補助率

国 50% 県0%

農業集落排水事業（最適整備構想）

（1）最適整備構想の内容

農業集落排水施設の更新・改造にあたっては当該施設の機能を止めることが出来ないため、施設の状況等を診断調査し、当該施設の更新時期や更新方法などの方策を事前に決定しておくことが必要です。

このため、供用を開始している農業集落排水施設について、施設の稼働状況、施設の機能、管理状況に基づき施設の劣化状況を調べる機能診断、機能診断に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定める最適整備構想の策定の費用について国庫補助の対象となります。

（2）最適整備構想の要件

- ・適正なる管理運用がなされ、既存施設を有効に活用すると認められるもの。
- ・機能向上を主たる目的としないもの。
- ・当該市町村に整備された農業集落排水施設であること。

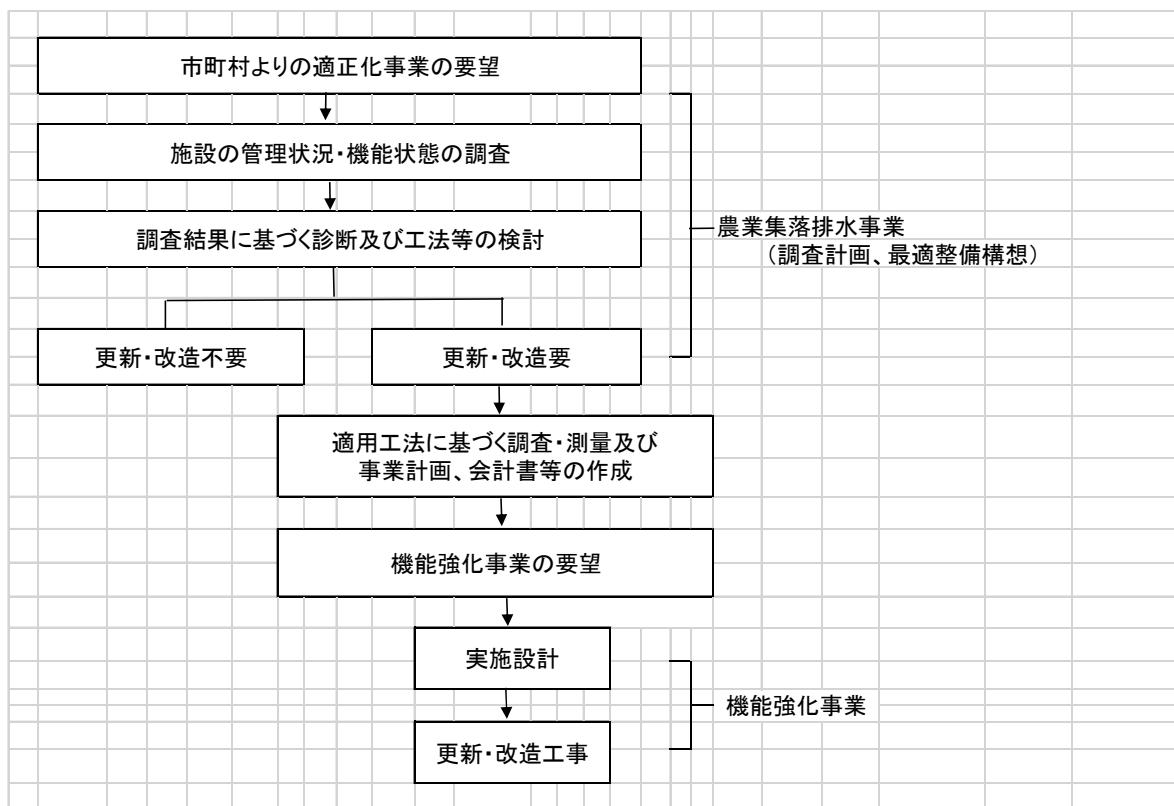
8 農業集落排水事業関係

(3) 補助率

国定額補助

- ・機能診断調査： 1処理区当たり 200万円
- ・最適整備構想策定：処理区数×100万円+200万円
(上限 800万円まで)

調査診断・最適整備構想から更新・改造工事までの流れ



(4) 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)の仕組みを教えてください。

目的

農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における屎尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う。

事業の要件及び内容

(1) 事業の実施区域

主として、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落が連続した領域であって、社会的、歴史的又は地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域内の区域とする。

(2) 農村インフラ整備計画

農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等を記載した農村インフラ整備計画を作成するものとする。

(3) 農業集落排水施設整備事業

1) 強靭化型

既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去を行う。

2) 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。

8 農業集落排水事業関係

3) 調査計画策定

農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。※効果算定の実施可。

(4) 計画策定等事業

1) 維持管理適正化計画

既存の農業集落排水施設の調査結果を基に施設再編・集約、施設規模又は汚水処理方式の適正化、省エネ技術導入等の維持管理の効率化・適正化等を目的として、ハード事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術検討結果をとりまとめたもの。

検討項目	内容
①再編・集約	下水道への接続や集排同士の統廃合等
②施設規模・処理方式の適正化	人口増減や処理状況に応じた規模の適正化や処理方式の切替等
③省エネ技術等の新技術導入	省エネ機器・技術、遠方監視システムの導入等
④その他	(例)PPP/PFI の導入判断、汚泥の共同処理、新規汚水受入、ディスポーザ導入等

2) 最適整備構想

既設の農業集落排水施設の機能診断調査結果を基に必要となる保全対策等を市町村ごとに取りまとめたもの。

3) 最適整備構想と維持管理適正化計画の関係について

最適整備構想が現況施設の劣化状況に応じて保全対策する場合の費用を算定しているのに対し、維持管理適正化計画は維持管理の効率化・適正化に向けて、①施設の再編・集約、②処理規模・方式の適正化、③省エネ等新技術の導入等を検討するものである。

両構想・計画は農業集落排水事業を行うための車の両輪であるが、最適整備構想が将来に亘る長期的な保全対策を実施していく中心となることから、維持管理適正化計画の整備内容等については、最適整備構想の見直し等の適

8 農業集落排水事業関係

切なタイミングで維持管理適正化計画の内容を必要に応じて反映するものとする。

なお、維持管理適正化計画については、技術進歩の状況を踏まえて、新たな効率化・適正化に向けて、更なる検討をすることが必要である。

区分	農業集落排水施設整備事業			計画策定等事業	
	ハード対策		ソフト対策		
	強靭化型	高度化型	調査計画策定	維持管理適正化計画	最適整備構想
事業内容	農業集落排水施設の目的達成のために必要な改築又は撤去	維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む整備、改築又は撤去	施設整備に必要な調査・事業計画の策定	施設の再編・集約、規模・処理方式の適正化、省エネ技術の導入等の維持管理適正化対策をとりまとめた計画の策定	最適整備構想の策定及び必要な機能診断
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、改築費 200 万円以上 ・適切な維持管理と供用後 7 年以上 ・PFI・公営企業会計の適用検討等 <ul style="list-style-type: none"> ・定住人口 500 人以上 ・浸水想定区域内 ・処理区内に防災拠点 ・施設の再編・集約を行うもの 	ハード対策の事業要件を満たすもの 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネや管理システムの新技术導入等	事業費 200 万円以上	ハード対策の事業要件を満たすもの	
補助率	定率（50%）			定額（上限額なし）	

事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業法人等

8 農業集落排水事業関係

負担割合

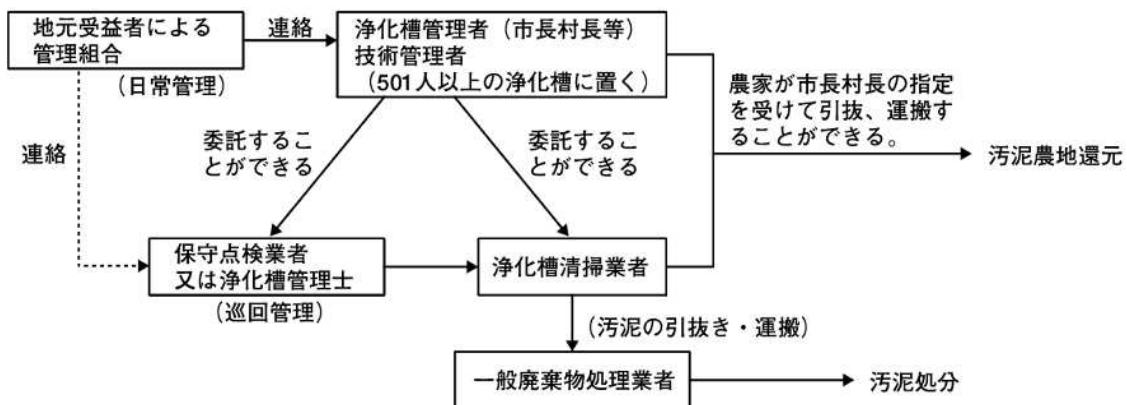
区分	国	県	市町村	備考
農業集落排水施設整備事業				
強靭化型	50%	0%	50%	改築又は撤去
高度化型	50%	0%	50%	整備、改築又は撤去
調査計画策定	50%	0%	50%	事業計画の策定
計画策定等事業	100%	0%	0%	維持管理適正化計画・最適整備構想

(5) 農業集落排水施設の維持管理について教えてください。

維持管理の基本

農業集落排水施設は、恒久的な施設であり良好な処理水質を確保するため、市町村において維持管理が実施されるほか、地域のコミュニティーの場として清掃などの日常管理が行われる施設です。また、農業集落排水施設は、浄化槽法の適用を受けることになりますので、保守点検等の施設の維持管理は本法に基づき適正に実施する必要があります。

維持管理体制と法規則の関係図



浄化槽法では、浄化槽管理者の義務として、

- 1) 浄化槽の保守点検及び清掃を、法令で定める技術上の基準に従って行わなければならないこと
- 2) この業務を担当させるための技術管理者を置かなければならないこと（処理対象人員 501 人以上の施設）
- 3) 指定検査機関による毎年 1 回の水質検査（定期検査）及び使用開始後から 3 か月を経過した日より 5 か月以内に水質検査を受けなければならないこと等が定められています。

浄化槽法に基づく水質検査

浄化槽法第7条及び第11条に基づく水質に関する検査項目と方法は、厚生省生活衛生局水道環境部長通知に規定されており、その内容は表1に示す通りです。

第7条

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第11条

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

表1 浄化槽法第7条、第11条に基づく水質に関する検査

項目	設置後等の水質検査 (7条検査)	定期検査 (11条検査)	検査方法等
(1)外観検査			
設置状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
設備の稼働状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
水の流れ方の状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
使用の状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
悪臭の発生状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
消毒の実施状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
か、はえ等の発生状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

8 農業集落排水事業関係

項目	設置後等の水質検査 (7条検査)	定期検査 (11条検査)	検査方法等
(2)水質検査			
水素イオン濃度 (pH)	○	○	比色法 or ガラス電極法
汚泥沈殿率(SV)	○		容量1L、内径6.5cmのメスシリンドラーを使用
溶存酸素量(DO)	○	○	溶存酸素計
透視度	○	○	JIS K0102-9
塩素イオン濃度	○		硝酸銀滴定法 or イオン電極法
残留塩素濃度	○	○	OT法 or DPD法
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	JIS K0102-21
(3)書類検査	○	○	

管理運営費の負担

管理運営費は、起債の元利償還金（資本費）及び通常の管理に要する経費（維持管理費）に大別されるが、これらの経費は公営企業としての性質上、利用者からの料金によりまかなうことが原則となっている。

しかしながら、資本費及び維持管理費とも、公費（一般会計繰出金）により負担されるべき経費もあるとされており、地方交付税措置がとられています。

資本費については、下水道事業債の元利償還金の50%の地方交付税措置がなされています。通常の施設の管理に要する経費である維持管理費については、排水面積及び排水人口に応じて、地方交付税措置がなされています。

(6) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金制度について 教えてください。

目的

この制度は、「地域再生のための基本指針」（平成15年12月19日地域再生本部決定）、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（平成16年5月27日地域再生本部決定）等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備を相互に事業進度を調整しながら整備することを可能とした制度で、効率的な汚水処理施設の普及促進を図ることを目的としています。

制度の概要

「地域再生計画」に基づいて、各省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」を交付し、事業完了後の成果について事後評価を行う制度です。本制度の適用を受けるに当たっての具体的要件は以下のとおりです。

(1) 対象となる市町村

「地域再生計画」を策定し、「地域再生計画」の目標を達成するために必要な事業として、「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置づけている市町村が対象となります。

(2) 制度の要件

- 1) 同一の市町村で所管を跨った2種以上の施設を計画期間中（5カ年）に実施するもので、施設の整備により汚水処理の普及促進を図るものです。
- 2) 対象区域は、「地域再生計画」の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていることです。

8 農業集落排水事業関係

3) 事業実施による効果が明確であることです。

(3) 対象施設

対象とする施設は、新設する施設で汚水処理人口普及率の向上につながる以下の汚水処理施設とします。

- 1) 農業集落排水施設、漁業集落排水施設（以下「集落排水施設」）【農林水産省】
- 2) 公共下水道【国土交通省】
- 3) 净化槽【環境省】

(4) 交付金の交付

市町村が策定した「地域再生計画」を国が認定した場合、その計画に基づき、年度ごとに交付金を交付します。

(5) 交付限度額の算定

対象施設ごとに、現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額の合計として交付限度額を算定します。

(6) 本制度の特徴

1) 省庁を超えて、汚水処理の普及を連携して推進

ア 一定のエリア内で実施する公共下水道、集落排水、浄化槽の施設を連携して整備できるよう、事業間で融通可能な交付金とし、効率的な整備を推進します。

イ 個々の補助制度に基づく手続きによらず、市町村の定めた計画に基づき5年分一括して認定します。

2) 地方の自主裁量性の尊重

ア 既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映させます。

イ 計画の範囲内であれば、単年度の国・地方の負担割合が調整可能です。

3) 成果主義的な政策への転換

ア 市町村の自主性・裁量性を高めるとともに、自ら汚水処理の普及

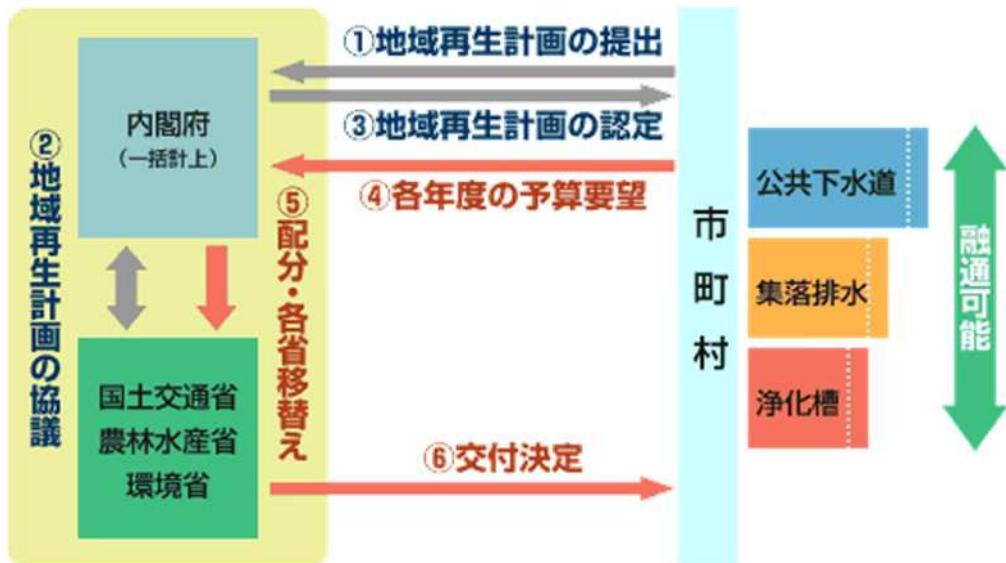
8 農業集落排水事業関係

に係る具体的目標を設定します。

イ 成果として、事業完了後に目標の達成状況を厳正に評価します。

目標の例：汚水処理施設の整備による生活環境の改善

指標の例：汚水処理人口普及率、放流水質など



国交付金及び県補助金の流れ

- (1) 国の負担分 50%は、交付金として農林水産省より各市町村に直接交付されます。
- (2) 県の負担分 3%～37.5%（平成 23 年度までは 12%～37.5%）は、補助金として従来どおり各農林事務所より交付されます。（「農業農村整備事業補助金交付要綱」によります。）
- (3) 県補助金は、「国交付金交付決定額の 2 倍の額」に対しての率となっていますのでその年度の事業実施額の減額変更は、市町村債を減額しても県の充当率を変更することにより県費分の事業費を確保出来る範囲内となります。